

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該日がとど)

庄内土地改良区が行う土地改良事業（土地改良施設維持管理事業庄内地
区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査し
た結果適正と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）
第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、
次のとおり縦覧に供する。

平成四年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（農村整備課）

県営土地改良事業計画の決定（〃）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

◇教委規則

地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（教職員課）

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則（同
和教育課）

◇内水面漁管委告示

あゆの採捕の禁止
平成四年度第五種共同漁業権者に係る増殖目標

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年五月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業東高尾地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、

平成4年5月29日 金曜日

鳥取県公報

次のとおり縦覧に供する。

平成四年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字東ノ一 七四一の一八、七四一の一九（次の図に示す部分に限る。）、七四一の二二
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 四 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し
縦覧に供する期間

平成四年五月三十日から二十一日間

縦覧に供する場所

大栄町役場

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十七号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市両三柳土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称
米子市両三柳土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成三年九月六日から平成十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区

米子市西三柳字三保向ヒの一部

四 事務所の所在地

米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内

五 設立認可の年月日

平成四年九月一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

七 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成四年五月二十九日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年五月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第六号

(鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則)

この規則は、平成四年九月一日から施行する。

附 則

第九号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「一」号を加える。

三 每月の第二土曜日

第七条第二項中「前項第三号から第六号」を「前項第四号から第七号」に改め、同条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第五条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「一」号を加える。

三 每月の第二土曜日

第五条第二項中「前項第三号から第六号」を「前項第四号から第七号」に改める。

(鳥取県立学校、^{ろう}学校及び養護学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、^{ろう}学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「一」号を加える。

三 每月の第二土曜日

鳥取県立学校管理規則第六号

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年五月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 西尾圭介

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則）

第四回) の一部を次のよう改正する。

第五条の表高等學校等に在学する者の項中「一六、五〇〇円」を「一七〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改め、同表大學に在学する者の項中「三八、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改める。

附
錄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

採捕を禁止する河川	漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における町道下古用瀬別府線の梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び引懸 <small>(サロ)</small>	平成四年六月一日から同月十四日正午まで
二 千以川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	竿釣、投網及び引懸 <small>(サロ)</small>	午まで
三 天神川水系に係る河川	投網	
四 日野川水系に係る河川	投網	

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が平成四年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成四年五月二十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹内勉

備考にじます種苗及び河川に放流するとい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。